

平成19年2月20日

## 陳述書

株式会社小学館

サライ編集部

編集長 兼 情報誌編集局

チーフプロデューサー

H. N.

### 1. 地位及び経歴

私は、平成元年9月から、株式会社小学館のサライ編集部において、「サライ」の編集業務に携わり、平成10年7月からは編集長として、全体的な業務について統括管理をしています。

### 2. 「サライ」に掲載される写真の取扱方法について

#### (1) サライ掲載写真の種類について

サライに掲載される写真には、写真家との取引形態という面からみた場合、大きく分けて3つのパターンがあります。

最近発行されたサライ2007年5号（乙29）で、具体的な写真を示しつつ、その違いを説明いたします。

まず、6頁から8頁にわたり、「T. T. の『風景写真講座』」というタイトルで掲載されている写真と文章からなる連載記事があります。これは、写真家のT. T. 氏（以下「T氏」という）に写真の提供と文章の執筆を依頼し、平成12年3月の連載開始から毎号巻頭部分に掲載されているものです（以下

「パターン1」という)。

次に、フォト・エージェンシーから、必要な写真を借り受け、これを掲載する場合があります。たとえば、72頁上の「錦帯橋」の写真がこれに該当します(以下「パターン2」という)。

3つ目が、特集記事やタイアップ記事に使用する写真の撮影を写真家に依頼し、ライターや編集者の取材に同行して撮影されたボジの納品を受け、これを使用して掲載する場合です。乙29の場合には、特集記事の「天ぷら名店巡り」(109頁～135頁)やタイアップ記事の「サライ快適生活提案」(48頁～51頁)がこれに該当します(以下「パターン3」という)。

## (2) パターン1の場合

タイトルにT氏の氏名を掲げるこの連載記事は、まさにT氏の撮影した写真を「作品」として紹介することを主たる目的としています。連載記事の毎号のテーマについては、サライ編集部が連載開始時の企画意図をT氏が汲み、自ら立案のうえ、サライの趣旨に添う写真の提供をいただいています。

この記事のために提供していただいている写真は、T氏が自ら企画し、被写体や撮影内容、方法等を決定し、必要に応じて取材先との交渉を行い、自らの費用をもって撮影し、所蔵している写真であり、サライ編集部からの依頼によりその企画に従って新たに撮影されたものではありません。サライ編集部は、T氏の事務所に対してあらかじめ毎号の発売日と季節感・希望などを伝え、T氏側はその要請に応じてテーマに合致した写真を所蔵写真の中からその都度選定します。

サライ編集部において掲載写真(ポジフィルム)を借り受ける場合には、T氏の事務所所定の「写真貸出証」に写真の使用目的、内容、タイトル、フィルムのサイズ、貸し出し点数、貸出日、返却予定日等を詳細に記入し、編集者が署名し、双方において記録文書としてこれを保有します。

借り受けた写真を使用して掲載号の印刷が完了し、印刷所からそのポジフィ

フィルムが返却された後は、サライ編集部はこれをT氏の事務所に返却します。その際、T氏側は返却写真をチェックのうえ、編集者に「写真返却証」を渡します。

したがって、パターン1に属する写真の取引形態においては、サライ編集部は、写真家が所有するポジフィルムを、サライへの掲載目的で借り受け、掲載に使用した後は返却する義務があることを当然認識しています。写真家にとっても、サライ編集部にとっても、借り受ける写真の特定、枚数・返却の有無等の確認が重要事項であるからこそ、文書による記録を残し、相互に確認することができるようなシステムがとられています。

パターン1の場合、フィルム代、現像代等の写真材料費、取材費用などすべての費用は写真家が負担し、サライ編集部に請求されることはありません。また、サライ編集部は、写真を借り受けるに際し、写真家と協議の上「写真掲載料」（著作権使用料）を支払っています。

こうした写真家の作品については、サライに掲載された後であっても、サライ編集部が、写真家による利用方法について何らかの制限ができるなどということは全くありえません。サライ編集部は、写真家の既存の作品を一利用者として借り受け、1回限りの掲載を前提として使用したに過ぎないからです。

### (3) パターン2の場合

特定の取材対象を新たに撮影するまでもなく、汎用型の写真を利用すれば足りるような場合には、フォト・エージェンシーに管理を委託されている写真家の作品の中から必要な写真を探し出し、これを利用することもあります。

この場合には、フォト・エージェンシーの定める利用規定に従って、使用料金を支払い、使用後は借り受けた写真を返却します。借り受ける写真の特定、枚数等については、フォト・エージェンシー所定の文書により記録され、返却の有無等について不明確になることはありません。

### (4) パターン3の場合

パターン1及びパターン2の場合には、サライ編集部は、写真家が撮影済みの完成された写真を借り受けてこれを使用するだけであり、使用後はすべて返却します。

しかし、パターン3の場合には、サライ編集部において全く白紙の状態から企画立案を開始します。まず、ある特集記事のテーマが決まると、様々なアイデアを頁数相当の企画に練り上げ、必要な要素を洗い出し、取捨選択した後にコンテ化し、全体的な構成や記事の具体的内容を決定していきます。この段階で、中心となる写真の大きさや枚数が概ね決まり、取材対象の内容や写真の構図についてもある程度決定されています。

次に、こうして企画された各記事の内容に即した取材先の候補をいくつか選定します。その過程において、ライターや編集者が下見の取材をすることもあります。店舗や人物などの取材先に対しては、サライ編集部として、取材のお願いをし、写真撮影の許可もいただきます。取材依頼の際には、具体的に、サライのどのような企画なのか、撮影した写真はどのように使用するのか、また、サライへの掲載予定日、発行部数、掲載頁数などについても、具体的に説明をします。そのうえで、取材許可をいただいた場合には、実際の取材日時や場所などを調整し、さらに写真については、何を撮影するのか、何カット必要のかななどを詳細に説明し、取材先において当日までに準備していただくことなどを詰めていきます。ただあるものをそのまま撮影するのではなく、料理などは取材のために準備していただくことも少なくありません。また、写真に写し込む小道具などについてもあらかじめ決めて準備します。

このように、掲載する写真の内容については、すべてサライ編集部の責任において、編集者、ライター、スタイリストなどが関わり、取材先の人々とも打ち合わせをしながら決めていきますが、その過程において、写真家はまだ関与していません。写真家にお願いするのは、取材当日、取材先に同行し、あらかじめ決められた各被写体について撮影することに限られるのが通例になってい

ます。写真家には、サライ編集部からの指示に従い、被写体の内容、構図、必要カット数等が決められている写真を撮影してそのポジフィルムを納めることが求められています。写真家は、露出の程度を変えたり、撮影角度を変えたりして、1カットにつき複数の候補写真があがるよう配慮しながら撮影をします。この時、取材先において、写真家が全く自由な裁量で撮影をすることは許されていません。そのようなことをすれば、それはまず取材先とサライ編集部との約束に反することになります。また、サライ編集部の指示から全くはずれた写真撮影をすることはサライ編集部との契約に反します。

写真の撮影方法については、サライ編集部では従来から一定の方針があり、撮影を委託する写真家にはその方針に従って撮影をすることを求めています。具体的内容は、準備審面（2）3頁に主張しているとおりです。このサライ撮影方針に反する写真を撮影してそのポジを納品されても、サライに掲載する写真として使うわけにはいかない以上、写真家は依頼された仕事をしたことにはなりません。サライ編集部として撮り直しを指示するのは当然のことです。掲載写真の内容を決めるのはサライ編集部であり、写真家にはあらかじめ決められた内容の写真を撮影することを依頼する契約だからです。

さて、取材が終了すると、写真家は現像したポジフィルムのうち、サライ編集部から掲載カットとして指定されている写真1カットにつき、複数の使用推奨カット（露出違いなど）を候補として選択し、これをサライ編集部に納めます。写真家が関与するのはここまでです。その後、実際に掲載する写真を選択する作業、試し刷り段階の写真の色の調子を補正する作業等に写真家が関与することはありません。

以上のように、パターン3の場合には、写真の企画から取材先の選定、交渉、撮影内容の決定、実際の撮影、掲載写真の選択、写真のトリミング、印刷過程における色校正等、写真がサライに掲載されるまでには、写真家のほかにも多くの人々の創造的活動が行われています。サライに掲載される写真は、多くの

人々の共同作業によって完成に至るのです。そして、その過程において発生するすべての経費をサライ編集部が負担しています。

このように、パターン3の写真は、第1に写真家のみの創作活動により生み出されるものではない点、第2に写真の撮影内容及び方法が写真家の自由裁量に任されていない点、第3に写真材料費や取材費用を写真家が一切負担しない点において、パターン1の写真とは全く異なります。

また、第4としてポジの受け渡しに際して写真の内容や枚数等が記載された文書が、サライ編集部と写真家との間で一切取り交わされない点も、パターン1及びパターン2との大きな違いです。

写真家が候補写真のポジをサライ編集部に納める際、その写真の特定、枚数等を記した文書を取り交わす慣行はありません。それは、指定されたカットに関するポジが納品されればそれで写真家は一応義務を果たしたことになり、それが何枚であろうと通常互いに関心がないからです。納品されたポジのうち、どのポジが掲載され、どのポジが掲載されなかったかとか、掲載されたのは何枚かということは、写真家にとっても、サライ編集部にとっても、とりたてて記録する必要のないことなのです。

写真家に支払われる写真撮影料は、掲載カット数とは無関係に掲載頁数に応じて計算されます。掲載頁数は、発行されたサライにより確認することができますから、納品したポジのうち掲載されたポジを数える必要はありません。

また、サライ編集部は、一旦納品されたポジを写真家に返却しなければならないという意識は持っていません。写真家のほうからも、納品したポジを返却して欲しいと言われたことはほとんどなかったと思います。これは、その写真があくまで特定のサライに掲載することのみを目的として撮影委託されたものであることが、サライ編集部と写真家との共通認識であったからだだと思います。サライ編集部からの委託により取材に同行して撮影した写真について、納品したポジを掲載未掲載を問わずすべて返却するよう要求したのは、100人余り

の写真家のうち原告ただ一人です。

原告についても、撮影委託をしていた約5年間、掲載された写真のポジの返却をその都度求めるということはありませんでした。取引の途絶えた平成15年11月になってから、突然、掲載写真のポジが1点も返却されていないことに気づいたと言って、すべての写真の返却を要求されました。しかし、原告が納品したポジの枚数についての記録ははじめから存在しません。サライの誌面から原告撮影写真の枚数を数えることができるだけです。

このように、パターン3の場合に、ポジの受け渡し明細に関して双方で確認可能な記録文書が作成されないのは、そのポジの返却が重要事項として認識されておらず、返却することが写真家からも必須条件とされていないからなのです。

### 3. パターン3の写真の二次利用について

#### (1) 従来想定されていた二次利用の方法

パターン3の写真は、基本的には、あくまで、サライの特定の号の特定の特集記事において、あらかじめサライ編集部により決められた記事の写真掲載枠に掲載する目的のためだけに、写真家に撮影が委託されるものです。したがって、目的となっている記事に掲載された後に、その写真を全く別の目的で使用することは、サライ編集部自体が行う場合であってもそもそも想定していませんでした。

サライ編集部が、二次利用を想定していたのは、サライの単行本化を行う場合だけです。つまり、サライ編集部としては、サライの特集記事に掲載された写真について、第三者に対してその二次利用の許諾をするということを従来は予定していなかったのです。

現に、サライ編集部が保管していた掲載写真のポジを、第三者に貸し出したことは、極めて特殊な事例（スポンサーとのタイアップ記事についてスポンサ

一の要請に基づく場合など)を除き、近年まではありませんでした。

(2) 写真家の一存で二次利用の許諾ができないことについて

写真家の方も、サライ掲載目的に限定して撮影を委託された写真であることについては、十分心得ていて、自らの一存で第三者に対してサライ編集部が無断で二次利用の許諾をしようという考え方をされる写真家はこれまでいっしょやらなかったものと理解しています。

パターン3の写真が、サライ編集部の関与なしに二次利用されるとすれば、次のような様々な問題が生じます。

まず、取材先との関係でサライ編集部の契約違反となり、信用失墜を招きます。取材先には、前述のように特定のサライへの掲載を前提として写真撮影をお願いし、その許可を得て撮影をしています。取材先は、サライという雑誌のクオリティや実績を踏まえて取材を快諾してくださるのです。こうした信頼関係の積み重ねが、次のよりよい取材につながるのもあって、サライ編集部にとってはかけがえのない貴重な財産なのです。ですからサライ編集部自体がサライの単行本化をするときでも、あらためて取材先に許可を求めます。それにもかかわらず、写真家が無断で他の媒体への利用を許諾し、それが取材先の意に添わない露出のされ方であれば、取材先には多大な迷惑がかかります。こうした問題が発生した場合、その責任は写真家ではなく当初の撮影許可を得たサライ編集部が負うこととなります。つまり、パターン3の写真は、写真家がサライ編集部の関与なく二次利用の許諾をした場合には、サライ編集部が取材先に対して契約違反の責任を負担することになるのです。写真家は、取材先との関係では撮影許可を得た当事者ではありません。

次に、サライ編集部が写真撮影からポジ作成までの全経費を負担しているにもかかわらず、なぜ一切の費用を負担せず写真の著作権を取得した写真家だけが、二次利用をコントロールしその使用料を独占できるのかという素朴な疑問が生じます。経費負担の問題だけではありません。前述のようにこの種の写真



は多くの人々の共同作業によって完成しています。写真家は、撮影技術に関する創作活動を行います。被写体の構図や切り口など、パターン1の写真における写真家の創作性が問われる部分について、パターン3では写真家以外の人々も携わっています。こうした素朴な疑問を誰もが感じるからこそ、これまで写真家の方からも、自分は勝手に二次利用をコントロールできるなどという主張がされたことはありませんでした。

さらに、競合誌への提供を、サライ編集部が無断で写真家が自由に行うことができるのであれば、それがいかに経済原則に照らして不合理なことかは言うまでもありません。サライ編集部が、総力を結集して完成させた掲載写真を、他の媒体が取材すら要せず安易に利用できるとすれば、いたずらにその媒体を利用するだけです。

こうした業界の実態、慣習を踏まえれば、サライ編集部が写真家にパターン3の写真撮影を委託する際に、撮影された写真を、写真家がサライ編集部以外の第三者に対して自由に提供できるなどとはサライ編集部だけでなく写真家においても考えているはずがないのです。

写真の撮影委託に関する契約について文書の取り交わしはありませんが、双方当事者がこの点についての認識を共有していることは、誰の目にも明らかなのです。写真家が他の媒体へ提供しないのは、道徳的な問題ではなく、契約上それが許されない行為であることを認識しているからだと思います。

### (3) 二次利用に備えたポジフィルムの保管方法について

写真家から納品されたポジフィルムのうち、掲載用を選択した後の残りのポジ（以下「残ポジ」という）については、不要品です。掲載ポジが決定し印刷所に入稿されれば、もう残ポジはいらないのですが、万一の場合、たとえば印刷所が焼失するなどの危険を回避するために、一応保持した上、サライの当該号が発売される前後に写真家に戻してしまうのが通例となっています。

この残ポジ、要するに未掲載ポジですが、これをサライ編集部が将来二次利

用することは基本的にはないと思います。したがって、サライ編集部としてこれを保管する利益はありません。ポジフィルムの管理保管というのは、そのためのスペースや費用を要しますから、本来はその都度要否を判断し、保管する範囲を定めておかないと、收拾がつかないこととなります。

サライ編集部では、基本的には、掲載写真のポジのうち、単行本化が見込まれる特集記事に掲載されたものについては、二次利用があり得ると判断し、保管するようにしていましたが、編集者ごとに、掲載写真のほとんど全部を保管している場合もあれば、ごく絞り込んで保管する場合もあるというように、必ずしも明確な基準に従っていたわけではありません。保管するかどうかの判断は、各担当編集者に任されていました。それは単行本化も多くの場合、当該編者が担当するからです。

保管する必要がないと判断したポジについて、サライ編集部はこれを自ら廃棄処分することは少なく、撮影した写真家に渡していました。とにかく際限なく量が増えますから、処理に困ると写真家に渡すことにより処分していただくのが実態です。

写真家のほうも、掲載ポジや残ポジを渡されても、それを勝手に二次利用できないことは重々承知していますから、保管するメリットはほとんどありません。このため多くの写真家は長期間保管することもなく、随時廃棄処分してしまうようです。中には、渡されても仕方がないからサライ編集部で捨てておいてと言われることもありました。

こうしたポジの保管や引渡し（それを便宜上写真家への返却と表現することもあります）を行うに際して、現場の編集者写真家も、「所有権の帰属」という法律的な意味については何ら認識がなかったというのが実際のところだと思います。

ただ、サライ編集部は自己にとって利用が見込まれるポジは大事なものとして保管していたという事実、写真家が掲載ポジを納品した後その返却を求める

ことはこれまで例がなかったという事実、写真家はサライ編集部が保管しているポジのリストを把握しておらず把握しようとする例もなかったという事実、サライ編集部が保管していたポジを写真家に渡すのは要求されたからではなく不要になったときであるという事実、写真家が受け取ったポジを二次利用に備えてすべて廃棄することなく管理保管している例をこれまで聞いたことがないという事実などがあることは確かです。

つまり「少なくともサライ編集部が、写真家の大切な所有物であるポジについて、その管理保管を頼まれたと認識しうるような客観的な事実は何もないということなのです。この点が、パターン1及びパターン2の場合とは全く違うのです。

ここで「写真家」というのは、パターン3の写真を撮影する写真家を意味しますが、原告についても、取引のあった期間中は、特別の存在ではありませんでした。サライ編集部との関係は、他の100人余りの写真家と全く同じでした。

#### 4. 原告からの返却要求への対応方針について

原告からサライ編集部に対して、すべての写真を返却するよう要求されたのは、平成15年11月のことです。

その時点では、原告から納品されたポジフィルムで掲載された分について、1枚も返却されていなかったと原告は主張していますが、サライ編集部の認識からは、それはごく自然なことかと思えます。

サライ編集部は、創刊以来15年間で、写真家から納品されたポジの一括返却を強行に求められるという前例のない事態に直面し、とにかく原告が撮影した写真のポジフィルムについて、掲載未掲載を問わず保管されている物についてはすべてを原告に引き渡すという対応をとりました。それは、保管している原告撮影の写真について今後二次利用をすることはなく、原告に引き渡して紛失散逸する

ことがあったとしても特に支障はないと判断したこと、原告に今後撮影を委託することはないとしても殊更に写真家とのトラブルを拡大させるのは本意ではないと考えたことが、その主な理由です。ですから、原告からの大切な預かり物を返却したという意識はありません。

サライ編集部としては、自己使用の必要性のために掲載後のポジフィルムを保管する意味はありますが、それ以上に費用をかけて保管し続ける必要は本来ありません。

もちろん、原告から返却の要求があっても一切これに応じないという対応をする方法もあったのかもしれませんが。ただ、その時は、実際に保管していたポジフィルムについては渡すことにより、早期に円満な解決ができるものと考えました。

このため、原告の要求を受けた後、サライ編集部としては、原告が撮影を担当した特集記事の写真のポジフィルムを極力探し出し、平成16年3月から順次渡していきました。原告撮影で保管されているものをとにかくすべて渡していくという方針でしたから、その枚数、チェックや掲載未掲載の区分けなどは一切していません。

前述のように、納品時にその枚数や明細を記したものは一切なく、残ポジをいつどのように渡していったかについても何の記録もありません。そうした記録が意味のないものであることは前記のとおりです。

以上